

さいたま市放課後子ども居場所事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校施設等を利用して、多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図り、保護者の就労等と子育ての両立を支援することを目的とした事業の実施について、さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第53号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「さいたま市放課後子ども居場所事業」（以下「子ども居場所事業」という。）とは、次に掲げる事業を一体的に行うものとする。

- (1) 学校施設等を利用して、児童に対し学習、スポーツ、文化活動、自主的な遊び等の機会を提供する事業
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

(運営委託)

第3条 市は、子ども居場所事業を委託により実施する。

(受託者)

第4条 前条の規定により子ども居場所事業の運営を受託できる事業者は、社会福祉法人又はその他の法人とする。

- 2 前項に規定するその他の法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社会福祉法」という。）及び次の各号に掲げる事項に照らして審査を行い、適正と認められる法人とする。
 - (1) 社会福祉法第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業（地方公共団体が指定する認可外保育所を経営する事業を含む。）の実績を有すること
 - (2) 子ども居場所事業を経営するために必要な経済的基礎があること
 - (3) 法人の経営に関わる役員が社会的信望を有すること
 - (4) 子ども居場所事業の施設長として、放課後児童支援員を置くか、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと
 - (5) 政治的又は宗教上の組織に属さないものであること
- 3 事業者が、会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社（以下「企業」という。）の場合は、前項各号のほか、次の各号に掲げる事項をいずれも満たすこと。
 - (1) 当該企業の全事業を含めた直近3年間の企業決算において、損失等を計上していないなど、財務内容が適正であること

- (2) 当該企業が直近2年以内に公認会計士による監査若しくは監査法人による外部監査を受け、当該企業の財務内容が適正であると認められること

(開所日及び開所時間)

第5条 子ども居場所事業は、次に掲げる日を除き、毎日開所するものとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- 2 子ども居場所事業は、次に掲げる時間帯において開所するものとする。
- (1) 小学校の授業の休業日にあたっては、午前8時から午後7時まで
 - (2) 小学校の授業の休業日以外の日にあたっては、授業の終了時から午後7時まで
- 3 子ども居場所事業は、利用時間に応じて区分を分けて実施するものとし、区分ごとの利用時間は別表1に定めるとおりとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、事前に児童の利用希望を確認し、利用希望の児童がいないことが確認できた場合は、利用者に周知したうえで、閉所することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合は、臨時に閉所することができる。

(対象児童)

第6条 子ども居場所事業を利用することができる児童は、事業を実施する小学校に就学する児童（当該小学区に居住し、国立小学校、私立小学校、または特別支援学校の小学部の児童を含む。以下「対象児童」という。）とする。

- 2 別表1に規定する区分2を利用することができる児童は、保護者が次のいずれかの事情により午後5時以降に児童の面倒をみることができない児童とする。ただし、児童の健全な育成上必要と認められるときはこの限りでない。
- (1) 居宅外又は居宅内において就労をしていること
 - (2) 居宅外において求職活動をしていること
 - (3) 就学又は技能訓練をしていること
 - (4) 妊娠中であるか出産後間もないこと
 - (5) 病気若しくは負傷の状態であること
 - (6) 心身に障害を有していること
 - (7) 同居又は別居の親族を常時介護・看護していること
 - (8) 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること
 - (9) 前各号に類する状態にあること

(事業内容)

第7条 子ども居場所事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童の基本的人権の保障
- (2) 児童の健康管理、児童の安全管理
- (3) 放課後における児童の生活が健全となるような支援
- (4) 集団生活における児童の心身の安定の維持
- (5) 遊びや行事等、集団における活動を通じての児童の成長の支援
- (6) 家庭との連携
- (7) 学校及び地域との連携
- (8) 地域住民との交流活動の提供
- (9) その他児童の健全育成上必要な活動

(人員配置)

第8条 受託事業者は、子ども居場所事業の実施小学校ごとに、条例第10条第3項に規定する放課後児童支援員を2人以上置かなければならない。

2 受託事業者は、子ども居場所事業の実施にあたり、別表2に定める職員を配置しなければならない。

(障害児の受入)

第9条 受託事業者は、次の各号を配慮の上、障害児の受入に努めるものとする。

- (1) 障害の種類、程度
 - (2) 合併症の有無、内容、程度
 - (3) 通学する小学校からの登所方法
 - (4) 子ども居場所事業の施設等の条件
- 2 前項に基づき障害児を受け入れる場合に当たっては、前条の規定のほか、全障害児童数を2で除して得た数(1人未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げるものとする。)の担当放課後児童支援員または補助員を配置するものとする。

(利用の手続き)

第10条 子ども居場所事業を利用しようとする対象児童の保護者は、「さいたま市放課後子ども居場所事業利用申込書」に次の書類を添付して、受託事業者に提出しなければならない。

- (1) 家庭状況調書
 - (2) 児童の記録
 - (3) 別表3に定める利用を必要とする理由を証明する保護者についての書類(別表1に規定する区分2を利用する場合に限る。)
 - (4) その他必要と認める書類
- 2 受託事業者は、前項の規定による申込があったときは、これを審査の上、子ども居場所事業の利用

を承認した場合は、「さいたま市放課後子ども居場所事業利用承認通知書」により、利用の承認をしなかった場合は、「さいたま市放課後子ども居場所事業利用不承認通知書」により当該申込者に通知するものとする。

3 別表1に規定する区分2を利用する場合の利用期間は、利用の理由ごとに別表4に定めるとおりとする。

(利用の変更手続き)

第11条 前条の規定による利用の承認を受けた対象児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、「さいたま市放課後子ども居場所事業利用変更届」を受託事業者に提出しなければならない。

- (1) 申込書の記載事項に変更があったとき
- (2) 子ども居場所事業の利用を取りやめるとき
- (3) 利用区分を変更するとき

2 前項第3号の規定に基づき、新たに別表1に規定する区分2の利用を開始するときは、前条第1項第3号に規定する書類を添付するものとする。

(利用料)

第12条 受託事業者は、子ども居場所事業を利用する児童の保護者から利用区分に応じ別表5に定める利用料を徴収するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該利用料を減額し、又は減免しなければならない。

2 月の途中で入所し、又は退所した場合におけるその月の利用料の額は、日割計算により算定した額とする。

3 受託事業者は、利用料の徴収、管理及び執行について最善の注意を払い、適正で開かれた執行を行わなければならない。

(その他の費用)

第13条 受託事業者は、市と協議の上、利用料とは別におやつ代、昼食代、及び行事等で必要な費用（以下「おやつ代等」という。）を保護者了承の上、子ども居場所事業を利用する児童の保護者負担として徴収することができる。

2 前条第2項の規定は、おやつ代等についてこれを準用する。この場合、前条第2項の「利用料」を「おやつ代等」に読み替えるものとする。

(安全管理)

第14条 受託事業者は、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすこととし、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の危機管理について、マニュアルを作成するとともに、事故等の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう、学校及び関係機関との連携に努めなければならない。

ない。

- 2 受託事業者は、条例第6条に規定する訓練について、年2回以上行うものとする。
- 3 受託事業者は、子ども居場所事業において、事故等が発生した場合、速やかに市長に報告しなければならない。

(調査及び報告)

第15条 市長が必要と認めるときは、受託事業者に対して委託業務の状況について、報告を求め、調査、指導、助言又は命令することができる。

- 2 市長は、受託事業者の事業実施状況確認のため、毎年度、施設の立ち入り調査を行う。
- 3 受託事業者は、子ども居場所事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。
- 4 受託事業者は、市長から報告を求められた場合は、次に掲げる各号について速やかに報告しなければならない。
 - (1) 入室者に関すること
 - (2) 放課後児童支援員等に関すること
 - (3) 児童の育成支援に関すること
 - (4) 施設外で行う育成支援に関すること
 - (5) 施設、設備、備品に関すること
 - (6) 災害発生時の対処方法に関すること
 - (7) 管理運営上の収支に関すること
 - (8) 第2項に規定する立ち入り調査における指摘事項に関すること
 - (9) その他必要なこと

(常備書類)

第16条 受託業務に関し、条例第15条の規定により備える帳簿は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 収入支出予算書及び決算書
- (2) 現金出納簿及びその証拠書類
- (3) 児童名簿
- (4) 出席簿
- (5) 放課後児童支援員等賃金台帳
- (6) 出勤簿
- (7) 日誌
- (8) 事故記録
- (9) 入室申込み等に係る記録
- (10) 備品台帳

(関係者との連携)

第17条 受託事業者は、学校、地域、保護者、チャレンジスクール推進事業等の関係者と相互に連携・協力を図るよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 受託事業者は、子ども居場所事業を実施するにあたって個人情報を取り扱うときは、必要な規程等を定め、当該個人情報の保護のために、必要な措置を講じなければならない。

(引継ぎ)

第19条 受託事業者または職員の変更が生じる場合は、運営に支障がないよう事前に必要な引継ぎを行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第10条の規定による利用の手続き、第11条の規定による利用の変更手続き及びこれらに関し必要な手続きは、この要綱の施行日前においても、それらの条の規定の例により、行うことができる。

附 則 (令和6年9月10日 子ども未来局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和7年3月6日 子ども未来局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1（第 5 条関係）

利用区分ごとの利用時間

	区分 1	区分 2
小学校の授業の 休業日以外の日	授業終了後から 午後 5 時まで	授業終了後から 午後 7 時まで
小学校の授業の休業日	午前 8 時から 午後 5 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで

別表 2（第 8 条関係）

職員配置基準

開所時間		職員配置基準	
		区分 1 の児童	区分 2 の児童
小学校の授業の 休業日以外の日	放課後～午後 5 時	利用児童 20 人につき職 員 1 人以上配置	条例第 10 条第 2 項に規 定する放課後児童支援員 の数を配置
小学校の授業の 休業日	午前 8 時～午後 5 時		
午後 5 時～午後 7 時			条例第 10 条第 2 項に規 定する放課後児童支援員 の数を配置

※ 子ども居場所事業を行う際において、別表 1 に規定する区分 1 又は区分 2 の利用時間に該当する児童の合計が 19 人以下の場合は、別表 2 の職員配置基準にかかわらず、条例第 10 条第 2 項に規定する放課後児童支援員の数とすることができる。

別表 3（第 10 条関係）

利用を必要とする理由を証明する保護者についての書類

利用理由	必要書類
就労	勤務証明書
求職活動	誓約書
就学	在学（入学）証明書、カリキュラム等
出産	母子健康手帳の写し（出産予定日記載欄）
病気、障害、看護・介護	診断書、障害者手帳の写し、介護保険証の写し等
災害	罹災証明書等

別表 4（第 10 条関係）

利用理由ごとの利用期間

利用理由	利用期間
就労	就労する期間で、最長で年度末まで
求職活動	利用を開始した日から 2 か月以内。ただし、この期間に勤務を開始し勤務証明書を提出した場合は、最長で年度末まで期間を延長できる。
就学	就学する期間で、最長で年度末まで
出産	出産予定日を含め、3 か月以内（最長で年度末まで）
病気、障害、看護・介護	児童が利用を必要とする期間（最長で年度末まで）
災害	災害復旧が完了するまでの期間（最長で年度末まで）

別表 5（第 12 条関係）

世帯区分	区分 1 月額利用料	区分 2 月額利用料
生活保護受給世帯、中国残留邦人等の支援 給付受給世帯及び保護者が里親等である 世帯	0 円	0 円
前年度分の市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
前年度分の市町村民税所得割非課税世帯	0 円	2, 0 0 0 円
上記以外の世帯	4, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円

※ 第 12 条第 2 項による利用料の日割額は、利用料月額に、当該月の退所日までの開所日数又は利用開始日以降の開所日数を乗じたものに、当該月の現日数から閉所日を減じた日数を除して得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

※ この表において「里親等」とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第 6 条の 4 に規定する里親をいう。